

函館市景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 景観協定に係る補助金の助成（第2条，第3条）
- 第3章 景観形成市民団体に係る補助金の助成（第4条，第5条）
- 第4章 補則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は，函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか，函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号）第37条および第38条の規定による助成に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観協定に係る補助金の助成

（補助金の交付申請者）

第2条 補助金の交付の申請をすることができる者は，景観協定を締結したものの代表者とする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は，一景観協定に係る活動について年間10万円以下とする。

2 補助金の交付期間は，5年を限度とする。

第3章 景観形成市民団体に係る補助金の助成

（補助金の交付申請者）

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は，景観形成市民団体の代表者とする。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、一景観形成市民団体に係る活動について年間 10 万円以下とする。

2 補助金の交付期間は、5 年を限度とする。

第 4 章 補則

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 1 月 8 日から施行する。

2 函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱（平成元年 4 月 1 日決定）は、廃止する。

3 函館市景観協定に係る活動に関する補助金交付要綱（平成 2 年 5 月 1 日決定）は、廃止する。

4 函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱（平成元年 4 月 1 日決定）は、廃止する。

5 廃止前の函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱に基づき補助金を受けた者は、この要綱に基づき補助金を受けた者とみなす。

6 廃止前の函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱に基づき補助を受けている者の補助金の額等については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成 23 年 7 月 20 日から施行する。